

5月は消費者月間です

毎年5月は「消費者月間※」として、全国的に統一テーマを定め、消費者、事業者、行政が一体となり、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行います。

※「消費者月間」とは…

「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

平成30年度「消費者月間」統一テーマ
「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

相楽消費生活センターの消費者月間事業

○消費生活フェスタ 2018